

令和7年第12回稲沢市農業委員会総会会議録

令和7年12月25日 稲沢市産業会館 大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	大崎 和生	2番	服部 猛
3番	平手 秀夫	4番	櫻井 吉美
5番	丹下 和行	6番	永井 八千代
7番	加島 由隆	8番	家田 里美
9番	大谷 典央	10番	春田 美智代
11番	澤田 彰俊	12番	近藤 昌弥
13番	後藤 恵美	14番	石田 豊
15番	堀田 泰樹	16番	伊藤 英樹
		18番	三井 啓司
19番	関戸 梓		

欠席委員

17番	伊藤 弥寿夫		
-----	--------	--	--

【事務局】出席者

局長	長崎 倫典	主幹	川口 善徳
主事	大崎 菜々子		川崎 良介

【農務課】出席者

主幹	廣瀬 信博		
----	-------	--	--

午後1時55分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、令和7年第12回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は議席番号17番伊藤 弥寿夫委員です。

総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。寒くなってまいりましたので、体調を崩されないよう、健康管理には十分注意され、お過ごしいただきたいと思っております。

それではただいまから、令和7年第12回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は18名であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において16番伊藤 英樹委員及び18番三井 啓司委員を指名いたします。

次に日程第2議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第62号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1番申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は渡人の孫です。

受人は祖父から申請地を譲り受け継承し、引き続き耕作するものです。

433㎡の農地で自家消費野菜を栽培、個人で年間150日農業に従事する計画となっております。

番号2番申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

申請地は受人自宅に隣接しており、効率的に農業ができるため、新規取得で営農開始するものです。

373 m²の農地で自家消費野菜を栽培、個人で年間120日、世帯では180日農業に従事する計画となっております。

番号3番、番号4番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

番号3番、番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在5,359 m²の農地を耕作しており、個人で250日、世帯で550日農業に従事しています。

番号5番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人において、議決権を持つ農業関係者は5名であり、年間を通じて農業に従事しております。農地所有適格法人の要件を満たしており、法人として農地を所有するものです。

番号6番、番号7番、番号8番につきましては、受人が同一のため一括で説明致します。

番号6番～番号8番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地に隣接する自己所有農地があり、規模拡大のため取得するものです。

受人は現在29,278 m²の農地を耕作しており、個人で年間180日、世帯で690日農業に従事しています。

番号9番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

申請地は面積が狭小ですが、受人には隣接する自己所有農地があり効率的に農業ができるため取得するものです。

受人は現在4,061 m²の農地を耕作しており、個人で年間150日、世帯で400日農業に従事しています。

5ページをお願いいたします。

番号10番から番号14番につきましては、関連する申請のため一括で説明致します。

番号10番～番号14番 申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっており、トマトを栽培しています。

現所有者と耕作者に相違があるため、3者間で農地を交換等して利用実態と合わせることで、権利関係を整理するためのものです。3者とも自己所有農地の隣接農地を取得します。

番号10番についてはAさんからBさんへ所有権移転する農地がないため、権利の種類としては贈与、番号11番から14番については交換での所有権移転です。

Aさんは現在5,364㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯で600日農業に従事しています。

Bさんは現在6,714㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯で500日農業に従事しています

Cさんは現在3,878㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯で600日農業に従事しています。

6ページをお願いいたします。

ここからは、権利設定の案件になります。

番号15番申請地 地目 面積 を朗読。

令和8年1月1日から10年間の賃借権の設定です。

申請地は受人自宅至近に位置しており、効率的に農業ができるため賃借し茶葉を栽培する計画となっております。

受人は現在546㎡の農地を耕作しており、個人で年間240日、世帯で390日農業に従事しております。

番号16番申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

令和8年1月1日から20年間の賃借権の設定です。

申請地は受人自宅近隣に位置しており、効率的に農業ができるため賃借するものです。

1,664㎡の農地で銀杏を栽培、個人で年間150日農業に従事する計画となっております。。

7ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計16件、移動の土地は、田22筆12,770㎡、畑10筆3,777㎡、合計32筆16,547㎡です。

以上16件のうち、番号1番から16番につきましては、お手元に配布してあります意見書

のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程3議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

8ページをお願いします。

議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。11ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、工場及び駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。道路等642.99㎡を一体利用します。

10ページをお願いします。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは日中サービス支援型グループホームを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号5番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号6番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、住宅型有料老人ホームを設置します。農地区分は第2種農地です。

続きまして、12ページをお願いします。こちらは権利設定の案件になります。

番号7番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは、有料老人ホームを設置します。農地区分は第2種農地です。

13ページの総括表をご覧ください。

5条の申請件数は、7件 転用の土地 田 20筆 9,090 m² 畑 15筆 6,448 m² 合計 35筆 15,538 m²です。

以上5条申請7件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第64号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取について」を議題といたし

ます。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 14 ページをお願い致します。

議案第 64 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

15 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積等促進計画案になります。

申請地を朗読。

賃借権の設定は 2 筆、使用貸借権の設定は 24 筆です。

貸借期間は令和 8 年 2 月 1 日から令和 18 年 12 月 31 日までが 26 筆です。

17 ページ総括表をお願い致します。

田 20 筆 畑 6 筆 合計 15,255 m² になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、春田美智代委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく申し上げます。

議案第 64 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)」は、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 65 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に

よる農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案18ページをお願い致します。

議案第65号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

19ページをお願いします。

こちらの案件につきましては、既に利用権設定された農地について受け手を変更する計画案となります。

申請地を朗読。

賃借権の設定が61筆、使用貸借権の設定は1筆です。

貸借期間は令和8年2月1日から令和9年12月31日までが46筆、令和8年2月1日から令和10年12月31日までが10筆、令和8年2月1日から令和11年12月31日までが4筆、令和8年2月1日から令和13年12月31日までが1筆、令和8年2月1日から令和16年12月31日までが1筆です。

24ページ総括表をお願いいたします。

合計 田 62筆 44,063㎡になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、澤田彰俊委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく申し上げます。

議案第65号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案(受け手の変更)に対する意見聴取について」、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 報告第 37 号「現況証明願の報告について」から日程第 8 報告第 39 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」まで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは 25 ページをお願いします。

報告第 37 号「現況証明願の報告について」です。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

26 ページをお願いします。

番号 1 番申請地 地目 面積を朗読。

昭和 39 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 2 番 申請地 地目 面積を朗読。

昭和 50 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 3 番 申請地 地目 面積を朗読。

平成 12 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 4 番 申請地 地目 面積を朗読。

明治 15 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 5 番 申請地 地目 面積を朗読。

昭和 42 年より工場敷地として利用しておりました。

番号 6 番 申請地 地目 面積を朗読。

平成 12 年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、27 ページをお願いします。

報告第 38 号 農地法第 5 条の規定による届出の報告についてです。

農地法第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5 の (6) のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

28 ページをお願いします。

農地法第4条第1項第7号の届出です。

番号1番 申請地 地目 面積を朗読。
こちらは、賃貸住宅建築による転用です。

29 ページの総括表をご覧ください。

4条届出の件数は1件
転用の土地 畑1筆 272 m² 合計1筆 272 m²です。

30 ページをお願いします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。
所有権移転からご説明します。

番号1番 申請地 地目 面積を朗読。
売買による所有権移転です。社会福祉施設による転用で、宅地 309.66 m²と一体利用します。

番号2番 申請地 地目 面積を朗読。
売買による所有権移転で、駐車場設置による転用でございます。

31 ページをお願いします。
つぎに権利設定案件についてご説明します。

番号3番 申請地 地目 面積を朗読。
使用貸借権による権利設定です、住宅建築による転用で宅地 223.72 m²と一体利用します。

32 ページ総括表をご覧ください。
申請件数は3件 畑3筆 208.22 m² 合計 3筆 208.22 m²です。

つづきまして、33 ページをお願いいたします。
報告第39号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」です。
農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。
本日付け提出、会長名です。

34 ページをお願いします。
番号1番 農申請地 地目 面積を朗読。
自作のため、賃借権を解除します。

番号2番 申請地 地目 面積を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

35ページの総括表をお願いします。

申請件数2件 田2筆 1,579㎡ 合計2筆 1,579㎡です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議いただきありがとうございました。

その他委員の皆様から何かございますか。

【2番服部委員】

最近国から太陽光パネル設置の規制について話題が上がっているが、当局として把握していることや影響が出ることはあるか。

【事務局】

国が規制するものは大規模なメガソーラーと称されるものについてで、当市はそういったものの転用はなく、あまり影響はないと考えおります。

【4番櫻井議員】

太陽光パネルの耐用年数がおおよそ10年ほどだと聞いているが、買い手にメリットはあるのか。

【事務局】

何年か経つと収益が出ると聞いたことはありますが、買い手のメリットまではわかりません。

【2番服部委員】

メリットも不明だが、20年30年後役目を終えた太陽光パネルの廃材等の責任をだれがとるかということも今後法整備をしっかりとらなければ問題になると思う。

【会長】

議論も尽きたようですので、これもちまして、令和7年第12回稲沢市農業委員会総会を閉会致します。

令和7年第12回稲沢市農業委員会総会会議録

令和7年12月25日 稲沢市産業会館 大会議室

午後2時35分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

16番委員

伊藤 英樹

18番委員

三井 啓司